

# 令和4年度事業計画

## I. 事業方針

長期化するコロナ禍により、私たちの生活は大きく変化し、考え方や気持ちにも影響を与えました。

この間、本会においては、これまでのような地域福祉活動やボランティア活動を進めていくことが困難な状況となり、やむを得ず中止した事業もありましたが、“つながり”を途絶えさせないような工夫をしながら各種事業に取り組んでまいりました。

未だに収束が見通せない新型コロナウイルス感染症の流行は、社会経済にも大きな影響を及ぼし、新型コロナウイルス感染症の影響により減収した世帯への貸付金、「特例緊急小口資金・特例総合支援資金」は、社会状況を踏まえ申請期間の延長を幾度も重ね、本年3月の終了予定から、さらに3か月間延長されたところでもあります。

近年、本会には関係機関からの相談が増えており、その内容は複雑で複合的な課題を抱えたものが多く、その課題に対応するために、社協の特性である柔軟性と即応性のほか、高齢・障がい等の福祉分野の専門的な知識はもとより、日常生活を送る上での様々な手続きの知識、さらには多職種連携・協働による課題解決力が求められています。

このような中、本年度は、生活支援体制整備事業で実施している、町内会との懇談会「地域の魅力と絆を語ろう会」をとおして把握した地域福祉課題や個別課題・福祉ニーズ等の中から、市内全体の課題と捉えた「ひとり暮らし高齢者の生活の心構え」のチラシの作成と「かぎ預かりサービス（仮称）」事業の実施に向けた準備を進め、自助及び共助による緊急時に迅速な対応が図れるよう、啓発と体制の整備を行ってまいりたいと考えています。

また、4年ぶりに「市民後見人養成講座」を開催し、住民同士の支え合いを基調とした、地域の権利擁護体制の整備を図ってまいります。

本会は、昨年、創立70年の大きな節目を迎え、本年度は、さらなる飛躍に向かう第一歩の年と捉えており、これまで以上に地域住民をはじめ、関係機関・団体及び市と連携・協働を図り、「誰もが安心・安全に暮らし続けることができる福祉のまちづくり」ひいては「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

### **重点推進項目**

#### **1. 地域福祉事業の推進**

生活支援コーディネーターを中心に地域福祉事業を推進するとともに、介護保険関連事業の介護予防・日常生活支援総合事業及びボランティア関係事業と連携した取り組みを行う。

#### **2. 権利擁護事業の推進**

成年後見支援センター機能を活かした、日常生活自立支援事業・金銭管理等支援事業及び法人後見事業の取り組みを行う。

## II. 具体的事業の実施項目

### 1. 社会福祉事業の総合企画・推進

#### (1) 会務の運営

- 1) 会議の開催
  - ① 正副会長会
  - ② 理事会
  - ③ 評議員会
  - ④ 各常設委員会
    - ア. 企画財政委員会
    - イ. 地域福祉委員会
    - ウ. ボランティア委員会
    - エ. 評議員選任・解任委員会
- 2) 監査の実施
  - ① 本会監事監査（年4回・四半期毎）

#### (2) 正職員採用試験の実施【新規】

令和3年度末をもって退職する正職員1名の補充をするため、昨年度、複数回にわたって、令和4年度採用の正職員を募集しましたが採用が不調に終わったことから、令和4年度においても募集を行う。

なお、正職員採用までの欠員期間は、臨時職員での補充を行う。

○正職員採用試験日；5月22日予定

○試験内容；筆記試験（一般教養・社会福祉関係）、小論文、面接

#### (3) 各関係機関との連絡調整並びに役職員の資質向上

- 1) 市内外の各関係会議・研修等への出席  
〔別記；令和4年度主な会議・事業等一覧参照（P22～25）〕
- 2) 社協役員研修会の開催（年1回）
  - 理事・監事・評議員への研修の実施
  - ① 地域支え合い活動空知地区推進セミナーへの参加（空知地区事務所主催）

#### (4) 広報啓発活動

- 1) 広報紙「すながわ社協だより」の発行
  - ① 広報紙発行：年4回（7月・10月・1月・3月）
  - ② 福祉年賀広告の募集、掲載
- 2) ホームページの運営・管理
- 3) 出前講座の実施
- 4) 各報道機関等との連携

## (5) 顕彰の実施

- 1) 本会会長顕彰の実施
- 2) 北海道社会福祉協議会等への推薦候補者の進達

## (6) 財政基盤の強化

- 1) 一般会員会費の協力依頼
- 2) 国、道及び市補助金の確保
- 3) 北海道社会福祉協議会等関係機関等の助成金の活用
- 4) 本会事業基金積立金の運用
  - \*第425回大阪府公募公債〔償還日；2027年10月29日〕
  - \*定期預金（新砂川農業協同組合）
- 5) 本会退職積立金の運用
  - \*中小企業退職金制度の活用
  - \*一般社団法人北海道民間共済社会福祉事業職員共済制度の活用
  - \*定期預金（新砂川農業協同組合・北海道銀行）
- 6) 共同募金助成金の確保（赤い羽根共同募金・地域歳末たすけあい募金）
- 7) 愛の小箱募金箱の設置
  - 市内の店舗等の協力により募金箱を設置し、事業資金の確保を行う。

## (7) その他

- 1) 役職員の活動等に対する保険の加入
- 2) 火災被災世帯への見舞金の贈呈（赤い羽根「災害見舞金」も併せて贈呈）
- 3) 北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」に基づく活動
- 4) 福祉活動車両の管理運行
  - ①公用車の適正管理及び運行
- 5) 事務局業務の効率化の推進
  - ①経理事務効率化を図るため、インターネットバンクを活用
  - ②事務効率化のための財務等システムの活用
  - ③各種事務の簡素化を図るため、押印の簡略化に取り組む【新規】

## 2. 砂川総合福祉センターの管理・運営

### (1) 施設の適正管理

令和3年9月30日で福祉センターを閉館し、今後は解体を予定していますが、それまでの間は、職員による定期巡回並びに冬期間の除雪及び雪庇落としなど必要な管理を行う。

### (2) 総合福祉センターの今後について

建物の解体を計画していますが、今後について、市と具体的な協議を進めることとしています。

### 3. 地域福祉の推進

#### (1) 生活支援体制整備事業（市受託事業）

生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活を支える体制づくりを進めるため、住民と一緒に身近な支え合いづくりや、地域の諸課題を解決するための関係機関とのネットワークづくりを行う。

- ①「地域の魅力と絆を語ろう会」の開催
- ②ふれあい・いきいきサロン事業の推進
  - ・地域での新規サロン立ち上げの取り組み
  - ・地域で取り組まれているサロン活動の推進・支援
- ③「ひとり暮らし高齢者の生活の心構え」チラシ作成及び配付 **【新規】**
- ④「かぎ預かりサービス（仮称）」事業に向けての準備 **【新規】**
- ⑤砂川市生活支援体制整備事業推進協議会の開催
- ⑥協議体との情報共有・連携

〔協議体；市に設置する高齢者を支援する関係機関等で構成され、コーディネーターを補完する組織〕

#### (2) 砂川市小地域ネットワーク活動推進事業

- 1) 町内会福祉部設置町内会への活動助成金を交付（77 町内会）  
〔助成額；町内会基準額 9,000 円、世帯割 1 戸 100 円〕
- 2) 町内会福祉活動研修会の開催〔砂川市町内会連合会共催事業〕
- 3) 町内会福祉部活動報告書の作成・配付
- 4) 町内会の会議等における活動支援・情報提供
- 5) 町内会福祉活動相談支援

#### (3) ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」事業〔総合事業；通所型 B サービス対応〕

高齢者の健康づくりや閉じこもり予防等を目的に、砂川市いきいき運動推進員等のボランティアの協力により、介護予防運動やレクリエーションを実施。

- 1) いきいき広場の開催〔NPO 法人ゆう共催事業〕
  - ・開催日 毎月 5 と 0 の付く日（土日祝日・年末年始、お盆は除く）
  - ・対象者 市内居住の 65 歳以上
  - ・場 所 砂川市地域交流センターゆう
- 2) 「いきいき広場」ボランティア交流会の開催（毎月）
- 3) ふれあいセンター、いきいき運動推進員及び N P O 法人ゆう等関係機関・団体との連携
- 4) ふまねっと運動の地域開催 **【新規】**

サロン活動に歩行機能や認知機能の改善に効果がある「ふまねっと運動」を取り入れ地域サロンなどで実施する。

#### (4) 高齢者情報提供事業

市・町内会・社協が協働で地域における見守り・支え合い活動や高齢者福祉活動を推進するため、市から提供される65歳以上の方の情報（名簿）を町内会等への提供を行う。

#### (5) 社協出前講座の実施

町内会をはじめ各種団体等の依頼により、職員を派遣し、社協事業や福祉全般等の講座を行う。

##### 1) 講座メニュー分類

地域福祉関係、ボランティア関係、介護福祉関係、権利擁護関係、本会が取り組む福祉事業全般

#### (6) 地域活動団体支援

- 1) 砂川市町内会連合会への事務支援・助成
- 2) その他団体への支援

### 4. 在宅福祉の推進

#### (1) 砂川市紙オムツ利用券交付事業（市受託事業）

要介護認定を受け、在宅で生活している寝たきり高齢者、認知症高齢者等で、常時紙オムツを使用する方に紙オムツ利用券を交付し、紙オムツ購入を支援。（購入先は市内指定業者）

- ・年間支給限度額：60,000円（月5,000円上限）
- ・利用券の交付（支給開始月から3月までの券を一括交付）  
〔利用者負担金；交付枚数×500円〕

※日常生活用具貸与事業【令和3年度で事業廃止】

### 5. 高齢者福祉の推進

#### (1) 第47回高齢者芸能交流大会の開催〔砂川市老人クラブ連合会共催事業〕

老人クラブ会員の生きがいと市内高齢者の交流を図ることを目的に開催する。

#### (2) 高齢者団体等への支援

- 1) 砂川市老人クラブ連合会への支援・助成
- 2) 砂川市認知症を抱える家族の会「ひだまりの会」への支援・助成
- 3) その他団体への支援

### 6. 介護保険関連事業の推進

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

住民主体の生活支援サービスを実施するとともに、担い手となるボランティアの発掘・育成を行う。

1) 訪問型Bサービス

「すながわ市民ふれあいサービス事業」を総合事業に位置付け、要支援認定者等へサービスを提供。

2) 通所型Bサービス

ふれあい・いきいきサロン「いきいき広場」を総合事業に位置付け、要支援認定者等へサービスを提供。

3) 総合事業ボランティア登録者及び市民向け研修会の開催

①「健康寿命ささえ愛」講座の開催

※ボランティアの発掘と育成を目的とした「ふれあいサービス提供会員研修会」及び「市民ボランティア講座」にも位置付けて開催。

(2) 生活支援体制整備事業<再掲>

生活支援コーディネーターを配置して、高齢者の生活を支える体制づくりを進めるため、住民と一緒に身近な支え合いづくりや、地域の諸課題を解決するための関係機関とのネットワークづくりを行う。

(再掲のため、事業内容等は省略)

## 7. 権利擁護事業の推進

(1) 砂川市成年後見支援センター事業（市受託事業）

高齢や障がい等により判断能力や意思能力が不十分な方の権利を擁護することを目的に、市から成年後見支援センター業務を受託し、成年後見制度に関する各種相談支援、啓発及び市民後見人の養成・支援等を行う。

1) 総合相談・利用支援

①権利擁護に関する総合相談

②成年後見制度に関する相談及び申立て・利用支援

③市長申立てに関する手続き支援

2) 広報及び啓発活動

①市民・関係機関等への情報発信

②成年後見支援センターパンフレットの配布・活用

3) 市民後見人の養成

①市民後見人養成講座の開催【開催年度】

・開催期間7月20日から8月26日の11日間40時間で開催。

②市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修会の開催

③成年後見「市民フォーラム」の開催【新規】

市民への成年後見制度の啓発と関心を高めることを目的に開催。

④市民後見人養成講座修了者座談会の開催（年2回）

⑤市民後見人候補者の登録、受任調整及び市民後見人等への活動支援

4) 関係機関・団体との連携及び調整

5) 運営委員会及び受任調整会議の開催

①運営委員会の開催（年3回）

※センター事業及び運営に関する事項等についての審議機関として設置

②受任調整会議の開催（必要時）

※市民後見人候補者の登録及び家庭裁判所への市民後見人の推薦等についての審議機関として設置

**(2) 日常生活自立支援事業（道社協一部受託事業）**

高齢や障がい等により、日常生活上の判断に不安を感じている在宅で生活されている方へ、福祉サービス等の適切な利用援助や日常の金銭管理を実施。

- 1) 相談及び調査
- 2) 利用契約の締結後の生活支援計画等の作成
- 3) 生活支援員の登録
- 4) 道社協並びに関係機関との連絡調整
- 5) 砂川市生活支援員連絡会議の開催

**(3) 金銭管理等支援事業**

日常生活自立支援事業の制度の隙間を埋める事業として、利用対象外となっている施設入所者・長期入院者等へ、日常生活自立支援事業と同様のサービスを実施。

**(4) 法人後見事業**

高齢や障がい等により判断能力が不十分な方の生活や財産を守るため、本会が成年後見人等に就任し、身上保護及び財産管理を行う。

- 1) 成年後見（保佐・補助）の受任及び実務
- 2) 家庭裁判所との連絡調整及び報告事務
- 3) 受任調整会議の開催
- 4) 後見支援員の登録

**(5) その他**

砂川市高齢者及び障害者虐待防止連絡協議会、虐待防止支援チーム会議への参画。

**8. 低所得者福祉の推進**

**(1) 生活困窮相談の受付**

生活に困っている方の相談を受けつけ、必要に応じて本会で取り扱っている各種資金の借入申請手続きを行うほか、関係機関等を紹介し、相談者の必要な支援につなげる。

**(2) 生活福祉資金貸付事業（道社協一部事務受託事業）**

北海道社会福祉協議会から生活福祉資金貸付事業の一部事務を受託し、低所得者、高齢者、障がい者等の自立支援のための各種資金の相談・申請・償還指導を行う。

- 1) 各種資金の取り扱い
  - 生活福祉資金（福祉資金、教育支援資金、総合支援資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金、不動産担保型生活資金）
  - 特例貸付金（緊急小口資金・総合支援資金）【**継続；6月末まで予定**】  
〔新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯への貸付〕
  - 特別生活資金
- 2) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催（必要時）
- 3) 民生児童委員及び市保護係等関係部署、関係機関との連携

### **(3) 生活資金貸付事業**

他制度が利用できず緊急を要する世帯に、生活一時支援金として貸付を行う。

- 1) 資金の相談・貸付・償還指導（貸付限度額：3万円）
- 2) 生活福祉資金貸付調査委員会の開催（必要時）
- 3) 民生児童委員、市保護係等及び関係機関との連携

### **(4) 年末見舞金贈呈事業**〔民生児童委員協議会並びに砂川市の協力により実施〕

砂川市共同募金委員会が行う「地域歳末たすけあい募金」の助成金を活用し、市内の準要保護世帯へ見舞金の贈呈を行う。（12月）

## **9. ボランティア活動の振興**

### **(1) 砂川市ボランティアセンターの設置・運営**

ボランティア活動の振興のため、砂川市ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動の推進を図る。

- 1) ボランティアコーディネーターの配置
- 2) ボランティア活動相談の受付、活動需給調整
- 3) 愛の小箱募金箱の設置<再掲>市内の店舗等に募金箱を設置
- 4) ボランティア活動情報の提供
  - ①ボランティア団体への各種情報誌等の送付

### **(2) 福祉活動関係保険の取り扱い**

全国社会福祉協議会の各種福祉関係保険の取り扱いを行う。

- ◎保険種類；ボランティア活動保険、ボランティア行事用保険、在宅福祉サービス総合補償、送迎サービス補償、社協の保険

### **(3) 「福祉の学習」の推進**

- 1) 学童・生徒のボランティア活動普及事業
  - ①事業指定協力校活動支援・助成（市内小中高校全校）
  - ②総合学習への協力及び学校との連携
- 2) 学生ボランティア体験研修会「すながわWAI・WAIキャンプ」の開催

高校生を対象としたボランティア体験学習の実施。(年1回;夏2日間)

3) 教育委員会等関係機関・団体との連携

**(4) 住民参加型在宅福祉サービス**〔総合事業;訪問型Bサービス対応〕

住民参加型在宅福祉サービス「砂川市民ふれあいサービス事業」の実施。

1) 提供会員の発掘・育成

①提供会員研修会の開催

「健康寿命ささえ愛」講座の開催<再掲>

※開催趣旨が同じことから、総合事業「ボランティア登録者及び市民向け研修会」として開催。

②各種研修会等の情報提供

③社協だより等への会員募集記事の掲載

2) 提供会員の活動支援

3) 利用会員の調査・登録及び利用券の販売

4) 利用会員と提供会員とのサービス利用調整及び関係機関との連絡調整

**(5) 愛情銀行事業**

市民より預託された物品の有効活用を図る。

1) 受付物品(使用済み切手・プリペイドカード、書き損じハガキ、ベルマークリングプル等)

2) 収集团体等への払出

**(6) ボランティア活動器材等貸出事業**

各種活動器材の貸出を行う。

1) 車椅子(7台)

2) 高齢者疑似体験セット(4セット)

3) レクリエーション用品

**※社協事務所移転時に、歩行器及び行事用大型テント廃棄処分**

**(7) ボランティア育成・援助事業**

1) 市民ボランティア講座の開催

①「健康寿命ささえ愛」講座の開催<再掲>

※開催趣旨が同じことから、総合事業「ボランティア登録者及び市民向け研修会」として開催。

2) ボランティア団体への支援

①砂川市ボランティア連絡会への支援

②砂川手話の会への支援・助成

③その他、ボランティア団体活動への支援

3) 各種研修会等の情報提供

## (8) 除雪ボランティア活動

高齢者・障がい者世帯を対象に、ボランティア団体の協力による除雪活動を実施。

- 1) 除雪ボランティア活動団体との連絡調整
- 2) 対象世帯の把握並びに調査、除雪の実施
- 3) 民生児童委員との連絡調整（利用世帯調査協力依頼）

## (9) その他

### 1) 災害ボランティアセンター体制整備等【運営マニュアルの改訂】

#### ①砂川市災害ボランティアセンターの設置・運営（必要時）

「砂川市災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定」に基づき、必要に応じて、災害ボランティアセンターを設置し、運営マニュアルに基づき、ボランティアの受け入れ等の災害支援を行う。

#### ②災害支援に関する研修会等へ参加し、災害支援に関する知識の向上を図る。

## 10. 障がい者福祉の推進

### (1) 障がい者団体等への支援

- 1) 砂川身体障害者福祉協会への助成
- 2) 砂川地区ことばを育てる親の会への助成
- 3) 砂川市手をつなぐ育成会への助成
- 4) 砂川希望父母の会への助成
- 5) その他団体への支援

### (2) 障がい者支援事業の実施

- 1) 生活福祉資金貸付事業<再掲>
- 2) 権利擁護に関する事業<再掲>
  - ①成年後見制度に関する相談等支援
  - ②日常生活自立支援事業
  - ③金銭管理等支援事業
  - ④法人後見事業

## 11. 児童・青少年等福祉の推進

### (1) 児童福祉団体等への支援

- 1) 砂川地区保護司会（砂川地区更生保護サポートセンター）への支援
- 2) 砂川地区保護司会砂川分区への支援・助成
- 3) 砂川更生保護女性会への支援・助成
- 4) 空知双葉里親会への助成
- 5) 砂川市青少年指導センターへの推進協力員の推薦
- 6) その他団体への支援

## 1 2. 共同募金運動の推進

### (1) 砂川市共同募金委員会事業への協力

- 1) 砂川市共同募金委員会事務事業への全面協力・支援
  - ①社協全職員への共募事務局員委嘱
  - ②会務の運営
  - ③赤い羽根共同募金運動の実施
  - ④地域歳末たすけあい募金運動の実施
  - ⑤災害たすけあい募金の取り扱い
  - ⑥赤い羽根「災害見舞金」の贈呈<再掲>
- 2) 社協役員の街頭募金・法人募金への参加協力

## 1 3. 総合相談の実施

### (1) 砂川市心配ごと相談所の設置・運営

市民の抱える諸問題の相談に応じ、適切な助言、援助を行う総合相談窓口として、砂川市心配ごと相談所を設置・運営。

- 1) 社協職員が相談員として対応
- 2) 定例相談所の開設及び相談の対応
  - ◎開設日時 毎週水曜日午後 1 時～ 3 時（祝日・年末年始を除く）
  - ◎開設場所 砂川市公民館 社協事務室併設ボランティア室

## 1 4. その他社会福祉事業の推進

### (1) 生活簡素化運動

- 1) リサイクル即売会への共催（主催；砂川市物を大切にす運動推進協議会）
- 2) 門松カードの発行（砂川市共同事業）

年始用門松カードを発行し全世帯へ配付。

### (2) 遺家族等への支援

- 1) 砂川市遺族会への支援・助成
- 2) 砂川市戦没者・殉職者慰霊祭実行委員会組織への参画